

2 豚熱対策の新たな一歩！登録飼養衛生管理者による ワクチン接種

熊谷家畜保健衛生所

○小崎 萌加、根岸 穂、山崎 梨絵

I はじめに

豚熱とは、豚やいのししに感染する致死率の高い法定伝染病で、発生農場の飼養豚は全頭殺処分となるため畜産経営に甚大な被害を及ぼす。我が国では一度清浄化に成功したものの平成 30 年 9 月、26 年ぶりに再発生し、埼玉県においても令和元年 9 月に発生が確認された。

このような事態を受け、令和元年 10 月、国内の飼養豚への豚熱ワクチン（以下、「ワクチン」という。）接種が再開された。再開当初、ワクチンは家畜防疫員のみが接種可能であったため、家畜保健衛生所（以下、「家保」という。）では連日の接種、農家との日程調整等、業務への負担は大きいものであった。現場からの要望を踏まえ、令和 4 年 12 月、特定家畜伝染病防疫指針が改正され、認定農場における登録飼養衛生管理者によるワクチン接種（以下、「農家接種」という。）が可能となった。本県では、準備期間を経て、令和 6 年 4 月から農家接種を開始した。

II 農家接種の仕組み

農家接種を行うためには、まず、県による「登録飼養衛生管理者の登録」、「農場の認定」、「豚熱ワクチンの使用許可」といった手続が必要となる（図 1）。

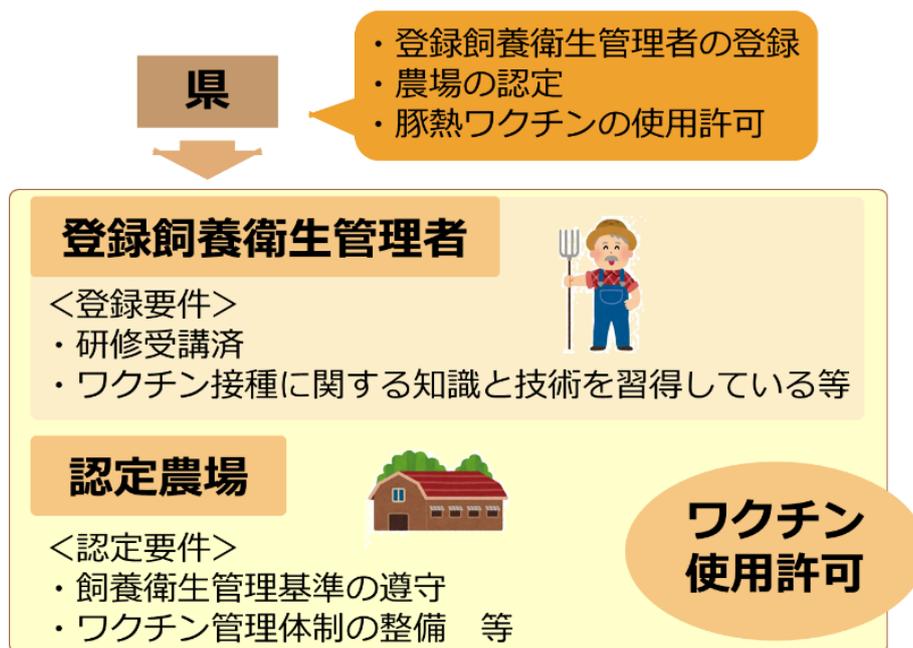


図 1 農家接種実施までに必要な手続

登録飼養衛生管理者として登録するためには、①県が開催した研修を受講し、その課程を修了していること、②家畜防疫員と同等のワクチン接種の知識と技術を習得していることが必要になる。認定農場の主な要件は、①飼養衛生管理基準を遵守していること、②作業手順書を作成する等ワクチン管理体制が整備されていることである。これらの要件を満たした認定農場において、ワクチンの使用が許可され、農家接種が可能となる。

以上の手続が終了後、実際に農家接種を行うために、認定農場は月毎の接種計画を家保に申請する。家畜防疫員は、その計画を基に接種対象豚を診察し、接種票を交付するとともに農家に必要な数量のワクチンを引き渡す。接種後は接種頭数及びワクチンの利用本数等を家保宛て報告する（図 2）。

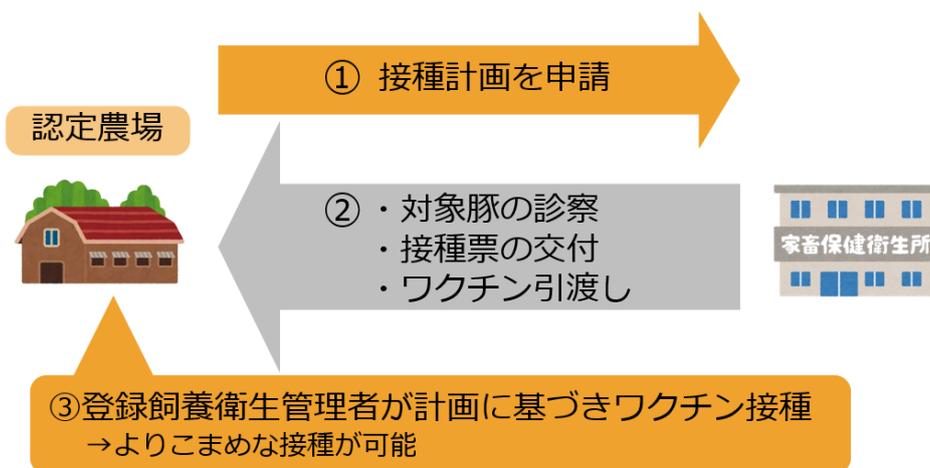


図 2 農家接種実施に必要な手続

Ⅲ 当所管内の農家接種の現状と効果

当所管内では、令和 7 年 10 月現在、ワクチン接種対象農場 32 農場のうち 19 農場が認定農場であり、28 名の登録飼養衛生管理者が農家接種を行っている（図 3）。

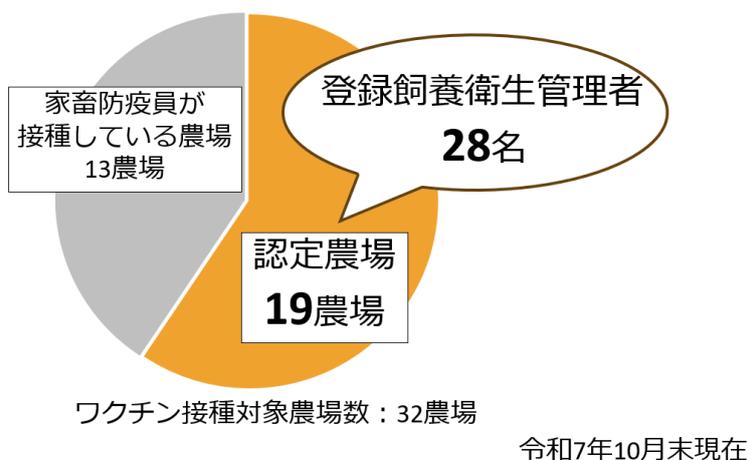


図 3 管内の農家接種実施農場

ワクチンの効果を最大限発揮するためには、最も適した時期に接種することが重要であるが、農家接種により、家畜防疫員の訪問によらずに接種日程の調整が可能となり、豚群ごとにより適期に合わせた接種が可能となった。例えば、A 農家においては、家畜防疫員による接種の場合、月に 4 回しか接種ができない、土日祝日は接種ができない等の制限があったが、農家接種が開始されてからは接種回数は月に 16 回に増加し、接種最適期を逃さない接種が可能となった（図 4）。



図 4 A 農家におけるワクチン接種スケジュールの変化

また、家畜防疫員の当所管内全農場への延べ立入回数及び立入人数を、農家接種開始前の令和 5 年度と開始後の令和 6 年度で比較したところ、延べ立入回数は 742 回から 552 回、延べ立入人数は 949 人から 708 人へと、いずれも 4 分の 3 に減少し、家保の業務負担も軽減された（図 5）。

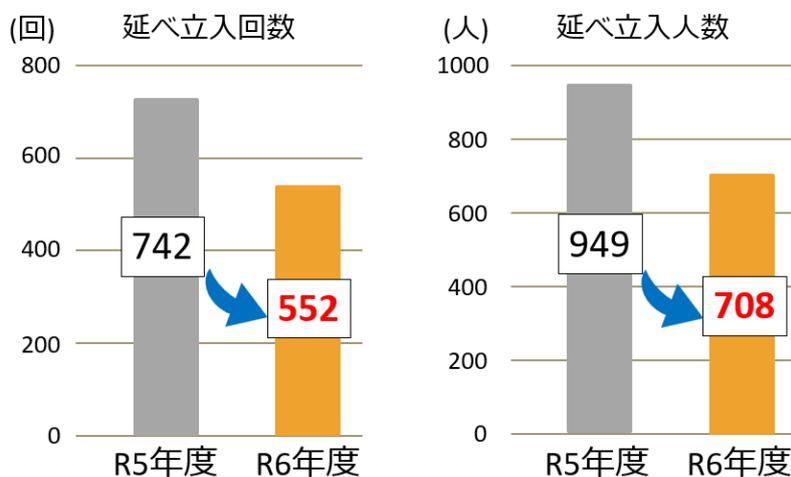


図 5 家畜防疫員の年間立入回数と人数の比較

IV 削減された労力の活用

農家接種によって削減された労力により、「フォローアップ研修の充実」、「接種日齢の見直し」、「飼養衛生管理基準遵守指導の充実」の 3 点に取り組んだ。

1 フォローアップ研修の充実

フォローアップ研修とは、登録飼養衛生管理者の登録更新（毎年）の際に必要な研修である。本研修では、資料を用いた説明に加えて実際の接種現場へ立ち入り、ワクチンの保管状況、接種量、接種部位、器具の管理・操作方法、必要書類の保管状況の確認を行った（図 6）。その際、接種前の針先確認を怠っていた例やワクチンの保管場所が統一されていない例が確認されたため、改善するよう指導した。このように、フォローアップ研修を充実させることで、接種手技や書類の保管状況等の振り返りと見直しが可能となった。



図 6 農家接種の現地確認

2 接種日齢の見直し

家畜防疫員による接種では、人員の都合上、多くて週に 1 回、通常 2～3 週に 1 回程度しか立入日が確保できず、接種適期からずれたタイミングで接種する豚群が生じていた。

農家接種の実施により、より細かい日程での接種が可能となり、母豚群別に子豚の接種日齢を管理し、接種することも可能となった。そこで、母豚の中和抗体価を再度分析し、接種日齢が適切であるか改めて検討した。

その結果、母豚の中和抗体価のばらつきが小さい B 農家においては、接種日齢の変更が必要ないことを確認した。一方、ばらつきが大きい C 農家については、母豚別に 10 日ほど接種適期のずれが生じていたことが判明したため、母豚別に接種日齢を管理し、より適期での接種を提案した（図 7）。

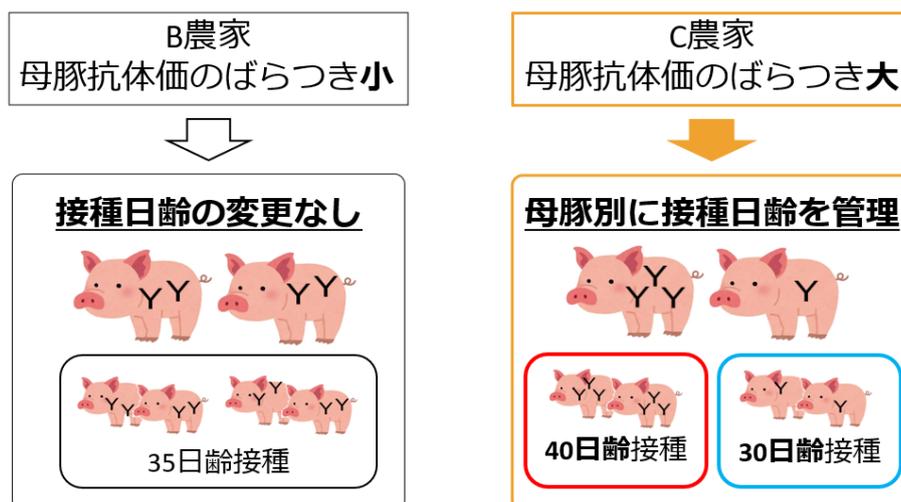


図 7 母豚抗体価の分析に基づく接種日齢の検討

3 飼養衛生管理基準遵守指導の充実

これまでの農場立入記録は、担当者ごとに内容の詳細さに差があること、記載方法が統一されていなかったことから、各農家の指導に必要な課題を担当全員でもれなく共有することが困難であった。

そこで新たに立入チェックポイント一覧表を作成し、引継内容を一元化した。日付や立入者といった基本的な情報に加え、飼養衛生管理基準に関し次回立入時に特に確認すべき事項を記録した（図 8）。

この方法により、担当者間での情報共有がより円滑、かつ確実になり、確認すべき点が明確化されたため、効果的かつ効率的な指導が可能となった。

農家名	立入日	立入者	壁	ネット	消毒槽	長靴等交換	...	次回確認事項
●●ファーム	△月□日	××	破損無し	設置あり	交換されている	実施あり	...	特になし
□□農場	○月×日	○○	破損無し	一部破れあり	交換されている	実施あり	...	ネットの修復状況

図 8 飼養衛生管理基準遵守指導のチェックポイント一覧表（抜粋）

IV 最後に

令和 6 年度以降、当所管内のワクチン接種対象農場 32 農場うち、19 農場が農家接種を実施している。この 19 農場全てで、群として十分に免疫が付与されていると判断できる抗体陽性率 80%以上の維持を確認している。このことから、当所管内における農家接種は適切に行われているといえる。この農家接種を豚熱対策の新たな一歩とし、今後も農家接種の状況確認や指導等を継続するとともに、飼養衛生管理基準の指導強化、ワクチン適期接種の推進を図ることで、農家とともに豚熱の発生予防に努めていく。